

5493

日本建築学会大会学術講演梗概集
(東北) 2000年9月

遊戯施設における事故の実態に関する調査研究 その1. 国内の遊戯施設を対象として

正会員 ○ 川村かおり*1
同 池戸 基明*2
同 直井 英雄*3

■研究目的■

ジエットコースターなどの遊戯施設は、建築基準法で規定される工作物の一種であり¹⁾、その乗客の安全確保はきわめて重要な問題である。このような見解のもと、昨年度の研究では、人体に及ぼされる加速度に関する研究²⁾³⁾を行った。本研究は、同じく遊戯施設の安全性にかかわる研究であるが、そこで生じた事故のデータが得られたので、これを分析しようとするものである。しかし、このような問題に関しては、遊戯施設が建築の対象となってから間がないためか、関連する様々な要素に対する建築的観点からの体系化はなされていない。そこで本研究では、まず、国内の遊戯施設を対象に、事故に関わる様々な要素、特に事故原因の体系化を試み、これに従って実態を分析するとともに、今後の事故対策の参考となる知見を得ることを目的とした。

■ 調査方法 ■

(1) 対象とした事故データ

日本建築設備・昇降機センターより、昭和51年3月から平成11年5月までの過去23年間において発生した104件の事故に対するサンプルデータを入手した⁴⁾。このデータは、日本建築設備・昇降機センターに報告されたもの、もしくは新聞などに公表されたものである。この期間に発生した全ての事故のデータとはいえないが、重大なものについてはかなりカバーされているものと考えられる。

(2) 集計・分析項目の設定

(2) 累計・分析項目の設定
表2 原因・対策体系表(日本)

表2 原因別対策体系表示(日本)		表3 事故原因別対策体系表示(日本)	
(I) 人的原因(不安全行爲)		(II) 人的原因(不安全行爲)	
直接原因	(1) 機械・装置の不適切 (2) 故障(機・構・作業器・動作不良) (3) 行程工程の誤認(段階作業・危険工 程) (4) 作業設備の欠陥 (5) 要求規範の不明確・習慣根深の不適) (6) 防護装置の欠陥 (7) 保護装置の取扱い・欠陥 (8) (シートベルト・アーム・ハーネス・ショルダー) (9) その他の i) 天候・現地条件の影響 ii) 安全装着率の自動動作動 iii) 計算不良	(1) 搭乗機・操作室の立ち入り (2) 乗客、荷物運搬の不安全(車上、軌道内) (3) 車両、荷物運搬中の機械装置の手入れ(修理・点検) (4) 不足用具の外しの不適(当な服装) (5) 不安全な姿勢・速度(飛び降り、立つ、走る等) (6) 防護装置の損傷(足踏み・工具の使用・誤用) (7) 保護装置の欠陥(工具の使用・不完全) (8) 不安全な姿勢・速度(飛び降りる) (9) その他の i) 保険者の監督 ii) 同伴者不遇	(1) 逃げ場所の立ち入り (2) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (3) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (4) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (5) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (6) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (7) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (8) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内) (9) 逃げ場所への立ち入り(急停車下、高所、軌道内)
間接原因	(1) 便り・機械装置の設計不良 (2) 施設・位置の不適当(死傷の発生) (3) 材料・物の不適当 (4) 活点検保全基準の不適当(メンテナンスの不徹底) (5) 操作実行程の危険	(1) 安全基準の欠陥(緊急避難装置の不足) (2) 安全規定の誤解(誤認・誤解・無理解) (3) 制度の熟練度・履歴評定 (4) (仕事・作業への慣れ、油断、駆寧な行動) (5) 経験(無経験・経験不足)	(1) 体格(被服・服装・筋力・柔軟性・筋肉等) (2) 病気(眼疾患・筋肉不足等) (3) 体格不適当(身長・性別・年齢)
対策	(I) 技術的原因 (1) 誤算(筋違い・計算・誤認) (2) 慢度(怠慢・油断) (3) 動搖(恐怖・緊張・精神的) (4) その他 i) 能力の欠陥(白痴) ii) 精神的対策	(I) 精神的原因 (1) 高度管理者の責任感不足 (2) 安全管理制度の不適切 (3) (作業・巡回監査マニュアルの不徹底) (4) 安全管理制度の不明確	(I) 管理的原因 (1) 点検・修理・定期点検の実施 (2) 対応指揮の実施 (3) 体制不適切 (4) 配置員員の不足、経験不足係員による選択 (5) 労働率の沈没
	(II) 技術的対策 (1) 安全設計(機器・構造・器具・周囲計画) (2) 行程工程の改善(作業方法・順序) (3) 現場設備の改善(構造・機器化) (4) 点検保全基準の確立(頻度・細分化) (5) 安全基準の設定(基準の明確化・徹底)	(II) 管理的対策 (1) 安全教育(従業員・監視員・見守・見客:放送・注意) (2) 副操縦(主に従業員) (3) 作業・巡回監査(主に見守・見客) (4) 安全管理制度の明確化	(II) 医学的原因 (1) 体質 (2) 疾病・怪我 (3) 遺伝子異常 (4) 配置症候群 (5) 人間工学の改善 (6) 動植物資源の向上 (7) 安全設備の整備 (8) 点検・定期点検の改善
	(III) 精神的原因 (1) 便り・機械装置の設計不良 (2) 施設・位置の不適当(死傷の発生) (3) 材料・物の不適当 (4) 活点検保全基準の不適当(メンテナンスの不徹底) (5) 操作実行程の危険	(III) 管理的対策 (1) 高度管理者の責任感不足 (2) 安全管理制度の不適切 (3) (作業・巡回監査マニュアルの不徹底) (4) 安全管理制度の不明確	(III) 医学的原因 (1) 体質 (2) 疾病・怪我 (3) 遺伝子異常 (4) 配置症候群 (5) 人間工学の改善 (6) 動植物資源の向上 (7) 安全設備の整備 (8) 点検・定期点検の改善

A research on the actual state of accident occurred in amusement-ride facilities
-Part I: Case of the facilities in Japan -

KAWAMURA Kaori et al

行った。

図調査結果および考察図

図2～4は、表1、2に従って事故データを集計したものである。また図5は、表2をもとに、事故の原因を分析した事例の一例である。以下考察を加える。

(1) 機種別に見た事故数と被害者数

図2は、機種別に見た事故および被害者についての集計結果である。これを見るとコースターと子供汽車の被害者数が事故数に比べ極端に多いことがわかる。これは両者が1度の事故で多くの被害者を出す機種であることとも関係がある。両者で被害者の8割以上を占めている。

(2) 直接原因の原因区分別比較

図3は直接原因について原因を細分化してその割合を比較したものである。物的原因および人の原因（従業員側）は遊園地側に原因があると判断でき、80%以上の原因が遊園地側にあると推察できる。またこのことは図4とも整合している。

(3) 原因の組み合わせによる比較

図5は、直接原因（上段）と間接原因（下段）とを組み合わせて集計した結果であるが、間接原因を見ると、技術的な原因および使用する側と動かす側の意識に原因があつて発生した事故の数が非常に多い。

(4) 事故原因の事例分析

図5は、ある事故を表2の考え方から分析した一例である。採り上げた事故は、海賊船に分類される機種で発生した死亡事故であり、状況は2歳の女の子が、出入り口のチェーンの下をくぐり抜けて中に入り、運転中の施設に頭を強打したというものである。この事故の直接原因として、i) 女の子が遊戯施設軌道内に入ってしまった、ii) 軌道内の安全確認が足りなかつた、iii) チェーンに不備があつた、の3点が挙げられる。これら各々の直接原因について、それぞれ間接原因として i) 女の子の姉が乗車していると勘違いした、ii) アルバイト従業員が1人で操作していた、iii) チェーンの配置・設計に問題があつた、ことが挙げられる。そしてそれへの対策として、i) 使用者への注意を厳重に行う、ii) 配置従業員の数を増やす、iii) 危険がないようなチェーンの配置を設計する、などが挙げられる。このように、表2は、具体的な事故の分析をする際、大いに参考になるものと思われる。

まとめ

以上本研究により得られた成果は、表2に示す事故の原因・対策の体系表、およびこれに基づくいくつかの集計・分析結果である。さらに、今後の遊戯施設の事故防止のためには、事故が生じた時の報告システムの整備をはかることも重要な要件であると思われる。なお、本研究の遂行にあたっては、(財)日本建築設備・昇降機センター、および平成11年度東京理科大学修士町田大樹氏、同大学卒研究生渡部洋平氏の協力を得た。ここに記して謝意を表する。

*1 東京理科大学助手 Research Assoc., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Science Univ. of Tokyo, M.Eng.
 *2 同大学大学院生 Graduate Student, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Science Univ. of Tokyo
 *3 同大学教授・工博 Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Science Univ. of Tokyo, Dr.Eng.

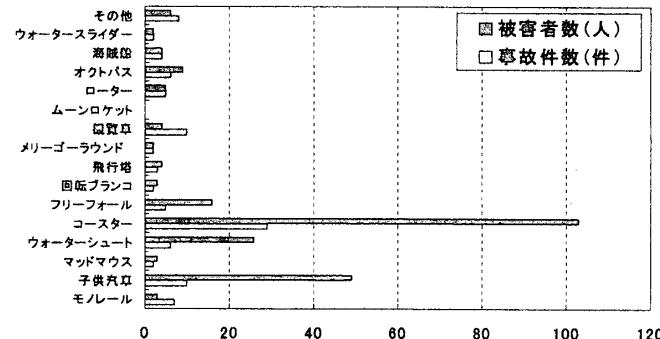


図2 機種別に見た事故数と被害者数の比較

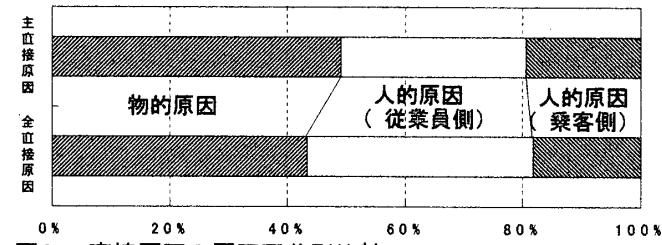


図3 直接原因の原因区分別比較

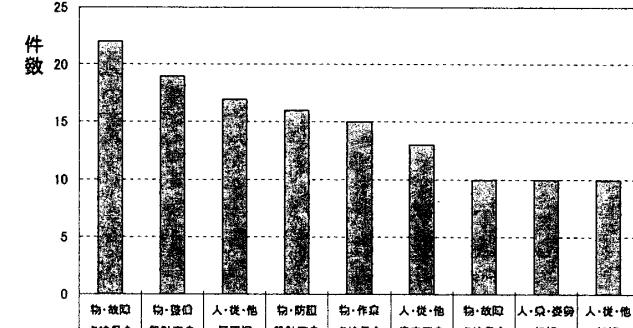


図4 原因の組み合わせによる比較(10件以上)

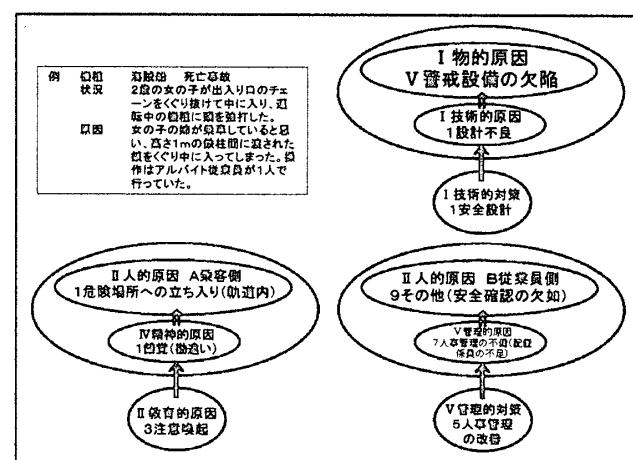


図5 表2に基づく事故の分析の一例

1) 遊戯基準法施行令第138条、第144条、建設省告示558号

2) 後藤眞理子：「遊戯施設乗客の人体にかかる加速度に関する研究」

（日本建築学会大会学術梗概集、99年9月）

3) 町田大樹：「遊戯施設乗客の人体にかかる加速度に関する研究（その2）」

（日本建築学会大会学術梗概集、99年9月）

4) 日本の遊戯施設乗客データ：日本建築設備・昇降機センター

5) 基本安全工学：北川徹三

6) 産業災害防止論：H.W.ハイニンガヒ